

社会保険 いばらき

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部
発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

12

事業主の皆様へ 住所は定期的に確認しましょう

2012 December
NO.413

- 年金受給者の皆さまへ 1月中旬に源泉徴収票をお送りします
- 日本年金機構よりお知らせ
現金を詐取する「不審な電話や訪問」にご注意ください
- 年金セミナー・健康管理講座を開催しました



「^{とりの}鷺子山神社の千年杉」(撮影・常陸大宮市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

☆☆事業主の皆様へ☆☆

従業員の皆様と被扶養配偶者の方の 住所を定期的に確認しましょう！

～「住所一覧表」提供サービス～

「ねんきん定期便」などの年金個人情報、直接、被保険者の皆様にお送りするためには、正しい住所を届けていただく必要があります。

日本年金機構では、事業主の皆様に、従業員の皆様と被扶養配偶者の方の住所を確認していただくために「住所一覧表」の提供サービスを実施しています。



正しい住所が届けられていると

- 従業員の皆様と被扶養配偶者の方へ、年金の受給開始年齢の直前に日本年金機構からお送りしている「年金請求書」などが、正確に届くようになります。
- 事業主の皆様が、従業員の皆様の住所を確認されることで、従業員の皆様に将来受け取る年金に関するご案内等が正しく届くようになることは、事業主の皆様にとって有益であると思います。

「住所一覧表」の提供サービス申込みの方法

所定の申出書に必要事項を記入のうえ、事業所等を管轄する年金事務所に提出してください。後日、「住所一覧表」が郵送されます。

※申出書は[日本年金機構ホームページ \(http://www.nenkin.go.jp/\)](http://www.nenkin.go.jp/) 又は、お近くの年金事務所に備え付けてありますので、ご利用ください。

住所変更が必要な場合

「住所一覧表」の住所と、現在、従業員の皆様と被扶養配偶者の方がお住まいの住所が異なる場合は「住所一覧表」に朱書き訂正していただくことにより、簡便に住所変更の届出をすることができます。

朱書き訂正を行った「住所一覧表」は、事業所等を管轄する年金事務所に提出してください。（※所定の様式による届出も可能です。）

住所以外の事項の変更が必要な場合

氏名や生年月日等の変更がある場合は、所定の様式による届出が必要です。

届出については、所定の様式に必要事項を記入のうえ、事業所等を管轄する年金事務所へ提出してください。

※その他、ご不明な点については、事業所等を管轄する年金事務所にお問い合わせください。

老齢基礎年金、老齢厚生年金などの老齢または退職を支給事由とする年金は、所得税法上『雑所得』として課税の対象となります。

日本年金機構では、これらの年金を受給されている方に「公的年金等の源泉徴収票」を1月中旬に送付します。

*遺族年金、障害年金は非課税のため送付されません。

年金受給者の 皆さまへ

源泉徴収票の再交付

源泉徴収票を紛失したときは、年金ダイヤルまたは、年金事務所へ電話で再交付の申請ができます。電話で再交付を申請される際は、

「基礎年金番号・コード」・「お名前」・「生年月日」・「ご住所」・「お電話番号」・「年金の振込先の金融機関名」が分かる状態をお願いします。

また、お急ぎの場合は、直接、各年金事務所、街角の年金相談センター（水戸、土浦）の窓口でお申込みください。ご本人以外の方が窓口で手続きする際には『委任状、委任状に押した印鑑、来所される方の身分証明書』が必要です。

源泉徴収票は1月中旬に送付します

亡くなられた方の源泉徴収票

亡くなられた方の場合、死亡届を提出された方あて「準確定申告用源泉徴収票」が届出をされてから2～3ヵ月後に送付されます。

届出された方が、死亡された方の配偶者、子、親、孫、祖父母、兄弟姉妹以外の場合は、年金事務所にご相談ください。

ねんきんダイヤル

TEL

0570-05-1165

IP電話・PHS

03-6700-1165

国民年金保険料を納めている方へ

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となりますので、年末調整や確定申告の際は忘れずに申告しましょう。

国民年金保険料の支払いについて社会保険料控除を受けるためには、保険料の支払いを証明する書類が必要です。

確定申告の際には、保険料を納めたときに交付される領収書や、日本年金機構から送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を添付してください。



**平成24年1月1日から平成24年9月30日時点で、
国民年金保険料の納付実績がある方**

控除証明書は、11月に日本年金機構から送付されています。

**平成24年10月1日から平成24年12月31日時点で、
その年初めて国民年金保険料を納めた方**

控除証明書は、平成25年2月上旬に順次日本年金機構から送付されます。

控除証明書に関するお問い合わせ

控除証明書専用ダイヤル

☎0570-070-117

IP 電話の方 ☎03-6700-1130

平成24年11月1日～平成25年3月15日 平日8:30～17:15

※確定申告に関するお問い合わせは、お住まいの住所地を管轄する税務署になります。



日本年金機構 よりお知らせ

Japan Pension Service

社会保険庁などの職員と称して、現金を詐取する「不審な電話や訪問」にご注意ください

全国各地で、「社会保険庁」や「社会保険事務所」、「日本年金機構」や「年金事務所」、「厚生労働省」などの職員と称して、現金を詐取したり、銀行口座番号を聞くなど、不審な電話や訪問があった等というお問い合わせが寄せられています。

また、「年金関係の書類」を配達できないなどと言って、運送会社を名乗り、職業や会社名などの情報を入手しようとする電話があったというお問合せも寄せられています。

これまでに寄せられた「不審な電話や訪問のケース」をご紹介しますので、怪しいなと感じたら、お近くの年金事務所または警察に連絡してください。

まず、ここにご注意ください!!

- ・ 現在、社会保険庁や社会保険事務所という組織は存在しません。
(平成22年1月1日に廃止)
- ・ 公的年金の業務は、日本年金機構が全国の年金事務所で行っています。
(平成22年1月1日から)
- ・ 医療給付の業務は、協会けんぽ(全国健康保険協会)で行っています。
(平成20年10月から)

ケース1 【青色(水色)封筒の返送確認】、【医療費の還付金手続き・給付金返還】

「〇月頃に、青色(水色)の封筒を送りましたが、返送しましたか」

「医療費の還付金があります」

「医療費の給付金が戻るので手続きするように」などと言われ、銀行名や銀行口座番号を聞いたり、近くのATM(現金自動預け払い機)に行くように指示され、銀行口座番号などを教えたり、現金を振り込んだ。

ここがポイント!!

- ・ 銀行口座番号や振込先などを電話で聞いたり、振り込みを指示することはありません。
- ・ 平成23年度は、青色(水色)の封筒で「ねんきん定期便」をお送りしていますが、返送をお願いするのは、ご自身の年金加入記録に漏れや誤りがある場合だけです。

ケース2 【年金の手続き代行】

「年金の手続きが済んでいないので、代わりに手続きをしてあげる。手数料が必要」などと言われ、現金を渡した。

ここがポイント!!

- ・ 日本年金機構及び民間事業者(※参照)は、手数料と称して現金をお預かりすることはありません(手続きに手数料は不要)。代わりに手続きを行うこともありません。

ケース3 老齢福祉年金の手続き

「老齢福祉年金の手続きがされていない。請求期限が切れてしまう。」などと言われ、証書代金3,000円、印紙代500円を請求されたので支払った。その際に領収書の発行は無かった。

ここがポイント!!

- ・年金証書等の作成代金や印紙代は不要です。請求することはありません。
- ・老齢福祉年金を受給できる方は、大正5年4月1日生まれ以前の方に限られています。

ケース4 【国民年金保険料に関する厚生労働担当者からの電話】

「国民年金保険料の未納があるので納付して欲しい。」と言われた。その数分後に自宅を訪問してきた者から「国民年金保険料が未納なので納めてください。」と言われ、現金を渡した。領収書を求めると「今日は持っていない。」と言って立ち去った。

ここがポイント!!

- ・厚生労働省の職員が国民年金保険料について、電話をしたり、自宅を訪問して現金を受領することはありません。
- ・国民年金保険料について、電話をしたり、自宅を訪問することがあるのは、当機構及び当機構が業務委託を行っている民間事業者（※参照）だけです。

その際、民間事業者は、当機構から業務を委託されていること、氏名と会社名を名乗ることになっています。

また、訪問する場合は、当機構が発行した身分証明書を提示することになっていますので、身分証明書を確認してください。

さらに、自宅を訪問して国民年金保険料をお預かりする場合は、「領収証書」を発行しますので、必ず受け取ってください。

※民間事業者について

日本年金機構は、民間事業者に業務委託を行って、全国各地で『国民年金保険料に関する納付のご案内』を実施しています。（法律に基づく民間委託）

その際、民間事業者は、日本年金機構から業務を委託されていること、氏名と会社名を名乗ること、訪問する場合は日本年金機構が発行した証明書を提示することになっています。

地域の民間事業者一覧(PDF)

http://www.nenkin.go.jp/n/www/share/pdf/existing/main/individual_01/pdf/shijoka.pdf

ケース5 【配達先の個人情報】

運送会社を名乗り、「年金関係の荷物を預かっているが、配達できないので、職業や会社名を教えてほしい」などと言われた。

ここがポイント!!

- ・日本年金機構から個人のお客様に文書をお届けする際に、職業や会社名をお聞きすることはありません。

不審な電話や訪問があった場合は

- ・できるだけ1人で対応せず、相手の名前や所属、用件を聞いて、メモを控えて家族等に相談してください。
- ・怪しいなと感じたら、口座番号等の個人情報を話したり、現金を支払ったり、振り込みをせずに、お近くの年金事務所（<http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.jsp>）、または警察へお問い合わせください。

「年金セミナー・健康管理講座」を開催しました



年金セミナー講師 齋藤敬徳 先生

茨城県社会保険協会では11月の「年金月間」に合わせて、11月7日・13日・16日の三日間、「ホテルレイクビュー水戸」「土浦市民会館」「久慈サンピア日立」の三会場において、会員事業所の被保険者及びその配偶者、社会保険事務担当者172名の参加を頂き、「年金セミナー・健康管理講座」を開催いたしました。

この「年金セミナー・健康管理講座」は会員事業所に勤務され、退職を間近に控えた55歳以上の被保険者及びその配偶者、社会保険事務担当者を対象に、退職後のライフプラン・健康管理に必要な情報を提供し、退職後の生活設計に役立てていただくことを目的に社会保険協会の年金相談事業



健康管理講師 齋藤幸子 先生

の一環として実施しております。

「年金セミナー・健康管理講座」は、講師に年金セミナー講師として、齋藤敬徳先生（特定社会保険労務士）、健康管理講師に齋藤幸子先生（管理栄養士）を講師に迎え、退職後の年金と健康保険・健康管理について講演をいただきました。

セミナーに参加された皆さまは、年金と医療・退職後の生きがい・健康管理等、講師の説明に熱心にメモを取りながら、間近に迎える人生の節目に役立つ将来のプラン設計に聞き入っておりました。



川崎茨城県年金受給者協会連合会長

この「年金セミナー・健康管理講座」は平成25年2月にも水戸市・取手市・つくば市を会場に開催を計画しておりますので、退職後における生きがいのある豊かな生活を送るライフプラン設計に役立てて頂きたい、是非ご参加ください。